



タックスアップデート

2014年12月



EY

Building a better
working world

要約

Decree 91 のガイダンスとして 2014 年 10 月 10 日付けの Circular 151/2014/TT-BTC (Circular 151) 及び 2014 年 10 月 24 日付けの Official Letter 4716 (OL 4716) が公表されました。

10 月のタックスアップデートに記載しました税務条項の変更に関する Decree 91 について詳細に規定された Circular 151 が、2014 年 10 月 10 日付けで財務省より公表されました。この Circular 151 は、2014 年 11 月 15 日から適用になります。

加工業者に対する優遇税制に関する Official Letter No. 4638/TCT-CST(OL 4638) が、2014年10月22日付けで公表されました。

OL4638 によると、加工業者が機械、設備及び労働に関する投資を行い、発注業者に対する最終製品を作るために、その発注業者から全ての原料(又は主たる原料)を受け取る場合は、製造業としてみなされ、優遇税制を適用することが可能です(該当する場合)。

資本剰余金に関する税務上の取り扱いについての Official Letter No. 16200/BTC-TCT (OL16200) が、2014 年 11 月 6 日付けで公表されました。

OL 3846 によると、資本拠出により発生した剰余金は、特定の持分所有者ではなく会社に帰属する場合は、“その他の資本”に計上し、法人税の課税対象とは見なされません。

税務条項の変更に関する Decree 91 のガイダンスとして 2014 年 10 月 10 日付けの Circular 151/2014/TT-BTC (Circular 151) 及び 2014 年 10 月 24 日付けの Officila Letter 4716 (OL 4716) が公表されました。

法人税に関する Circular 78/2013、付加価値税に関する Circular 219/2013、個人所得税に関する Circular 111/2013 及び税務管理に関する Circular 156/2013 についての税務条項を修正及び補足するための Circular 151 が、2014 年 10 月 10 日付けで財務省より公表されました。主たる修正及び補足は以下のとおりになります。

1. 法人税

損金算入可能な福利厚生費の計算方法

- ▶ 平均給与1ヶ月分の上限金額は、法人税の確定申告期限までに支払われたその税務課税年度における実際平均月額給与の金額になります。年末の賞与は、この上限に含まれる可能性があります。

優遇税制

- ▶ 当初の投資プロジェクトに対する優遇税制は、追加投資に対しても優遇税制の申請をすることができます。これは、不可抗力（土地の開拓、行政手続、火災など）により遅延している場合でも適用できます。
- ▶ 2009年から2013年に通常の新規機械及び設備を購入しており、優遇税制を受けている投資プロジェクトは、その新規機械及び設備の投資により発生した所得は、2014年以降も引続き優遇税制を受ける権利があります。ただし、これらの新規機械及び設備は、新規事業もしくは、事業拡張の一部でない必要があります。

しかし、「通常の新規機械及び設備の追加」と「事業拡張」の区別が明らかにされていないため、実務上、納税者及び税務当局の解釈が異なる可能性があります。

- ▶ WTOとのコミットメントにより、輸出に関する優遇措置が廃止された企業は、現行税法に規定される最優遇税率及び以下の優遇税制期間について選択をすることが可能です。
 - (1) ライセンス発行日から2014年3月21日まで
 - (2) 2012年から優遇税制の残存期間

この取扱いは、税務調査済みの期間も含め、遡って適用が可能です。WTOとのコミットメントにより優遇税制に関して影響を受けた企業は、上記の規定について再度、検討頂くことをお勧め致します。

2. 付加価値税

- ▶ 分割払いの商品に対する支払いで、支払期日に現金以外の手段で支払いを行った際に、その支払証憑を入手出来ない場合は、仕入VATについて、調整をする必要があります。

上記変更は 2014 年 11 月 15 日から適用になります。法人税に関する変更については、2014 年から適用になります。

加工業者に対する優遇税制に関するOfficial Letter No. 4638/TCT-CST (OL 4638) が、2014年10月22日付けで公表されました。

OL4638によると、加工業者が機械、設備及び労働に関する投資を行い、発注業者に対する最終製品を作るために、その発注業者から全ての原料（又は主たる原料）を受け取る場合は、製造業としてみなされ、優遇税制を適用することが可能です（該当する場合）。

資本剰余金に関する税務上の取り扱いについての Official Letter No. 16200/BTC-TCT (OL16200)が、2014年11月6日付けで公表されました。

OL 3846によると、資本拠出により発生した剰余金は、以下の二つの方法に基づいて処理されます。

- (i) 資本拠出により発生した剰余金は、特定の持分所有者ではなく会社に帰属する場合は、“その他の資本”に計上し、法人税の課税対象とは見なされません。
- (ii) 資本拠出により発生した剰余金は、特定の持分所有者に帰属する場合は、資本譲渡による所得と見なされます。このため、法人税又は個人所得税の対象となります。

上記規定は、実務上、この「資本剰余金」の処理方法は、株式会社だけでなく、有限責任会社にも適用されます。

Contact

For more information on this Tax Update or our Tax & Advisory Services of EY Vietnam please contact:

Hanoi Office

Huong Vu Partner
huong.vu@vn.ey.com

Trang Pham Partner
trang.pham@vn.ey.com

Japanese Business Service

Junichi Harada Manager
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Service

Kyung Hoon Han Manager
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Christopher Butler Partner
christopher.butler@vn.ey.com

Nhung Tran Partner
nhung.tran@vn.ey.com

Thinh Xuan Than Partner
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Thi Anh Huynh Director
thy.anh.huynh@vn.ey.com

Japanese Business Service

Takahisa Onose Director
takahisa.onose@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transaction | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2014 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 1600001xx
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com